

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	自然公園法			法令番号	昭和32年法律第161号			
手続名	公園事業の執行の認可事項変更承認（国立公園）			根拠条項	第16条第4項で準用する第10条第6項			
審査基準	<p>国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）の執行の認可事項変更承認は、変更の内容が次の要件に適合するものに行うものとする。</p> <p>(1) 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。</p> <p>(2) 国立公園事業を執行するに当たって当該公園事業に含め得る付帯施設（令第1条各号に掲げる施設であつて、当該公園事業施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設をいう。以下「付帯施設」という。）がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業執行等取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国第22040111号自然保護局長通知）別添3「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて（第2節第11関係）」の規定に適合すること。</p> <p>(3) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、利用施設にあつては安全性及び利用上の快適性が確保されていること。</p> <p>(4) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。</p> <p>(5) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。</p> <p>(6) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、分譲型ホテル等については、次の①、②のいずれにも適合するものについてのみ、認可等することとする。</p> <p>① 以下のア イ ウ のいずれにも適合するもの。</p> <p>ア 特定の者が独占的に利用する客室を設けないこと。</p> <p>イ 公園施設の年間延べ宿泊可能客室数のうち、7割以上について、一般の利用者の宿泊の機会が確保されていること。</p> <p>ウ 季節性の強いエリアにおいては、ハイシーズンも、一定数の客室において、一般の利用者の宿泊の機会が確保されていること。</p> <p>② 以下のア イ のいずれかに適合するもの。</p> <p>ア 廃業施設や休業施設が目立つエリアの再活性化や上質化に資すると判断されるもの。</p> <p>イ 風致景観の保護上支障を来している廃屋や老朽化施設の改築、増築又は建替えにより実施されるもの。</p> <p>(7) 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(8) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。</p> <p>(9) 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。</p> <p>(10) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。</p>							
	受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間	一日
						標準経由期間	日	No.